

静岡市規則第32号

静岡市清水庵原球場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市清水庵原球場施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の利用許可施設（以下「利用許可施設」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水庵原球場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前7日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、利用許可施設の利用を許可したときは、清水庵原球場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水庵原球場利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水庵原球場利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を利用許可施設を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用許可施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消しの申出等)

第7条 利用者は、利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水庵原球場利用許可取消申出書(様式第5号)を利用日の前7日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条の規定により利用の許可を取り消したときは、清水庵原球場利用許可取消通知書(様式第6号)を交付する。

(入場者が遵守すべき事項)

第8条 条例第3条に規定する球場(以下「球場」という。)の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は施設内において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第16条の規定による申請は、清水庵原球場指定管理者指定申請書(様式第7号)

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水庵原球場事業計画書（様式第8号）
- (2) 清水庵原球場事業計画に関する収支予算書（様式第9号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と球場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、球場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

清水庵原球場利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

住 所 〔法人又は団体にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

申請者 氏 名 〔法人又は団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電 話

静岡市清水庵原球場条例第7条第1項の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 責 任 者		住所	氏名	電話	
利 用 予 定 人 員		一般 人	生徒等 人	70 歳以上の者 人	合 計 人
利用内容					利用料金
1	利 用 施 設				
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
2	利 用 施 設				
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
3	利 用 施 設				
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
入 場 予 定 人 数		人			利用料金合計
入場料徴収の有無		有 ・ 無			円
利 用 区 分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他			
処 理 欄		受 付	年 月 日	受 付 者	

清水庵原球場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏名 ㊟

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水庵原球場の利用については、
次のとおり許可します。

利用目的			
利用責任者	住所	氏名	電話
利用予定人員	一般 人	生徒等 人	70 歳以上の者 人 合計 人
利用内容			利用料金※
1	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
	照明施設		円
	附帯施設		円
2	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
	照明施設		円
	附帯施設		円
3	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	円
	照明施設		円
	附帯施設		円
入場予定人数	人		利用料金合計 ※
入場料徴収の有無	有 ・ 無		円
利用区分	1 アマチュアスポーツ等 2 その他		
許可の条件	1 静岡市清水庵原球場条例、静岡市清水庵原球場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。		

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 利用の際は、本書を携帯してください。

様式第3号（第4条関係）

清水庵原球場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

清水庵原球場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市清水庵原球場条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

清水庵原球場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった清水庵原球場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第5号（第7条関係）

清水庵原球場利用許可取消申出書

年 月 日

（宛先）指定管理者

名 称

代表者氏名

住 所〔法人又は団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地〕申請者 氏 名〔法人又は団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名〕

電 話

静岡市清水庵原球場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可年月日	年 月 日			
取消しを申し出る理由				
利用内容				
1	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
2	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
3	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
処理欄※	受付※	年 月 日	受付者※	

（注）※欄は、記入しないでください。

清水庵原球場利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏名 印

静岡市清水庵原球場条例第11条の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を取り消したので、次のとおり通知します。

取消しの理由		
取消しの対象とする利用内容		
1	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
2	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
3	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
備考		

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

清水庵原球場指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	〔 法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所 〕
	名 称	
申請者	代表者	
	氏 名	
	電 話	

静岡市清水庵原球場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水庵原球場条例第16条及び静岡市清水庵原球場条例施行規則第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 8 号（第 9 条関係）

清水庵原球場事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第9号（第9条関係）

清水庵原球場事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]